

井田川小学校保護者様

亀山市立井田川小学校長

暴風警報又は暴風雪警報発令時における処置について

暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合、下記のようにさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 始業（8：30）前に暴風警報又は暴風雪警報が発令されている場合 ※市町ごとに発令されます。

登校させないでください。自宅待機です。

2. 午前11時までに暴風警報又は暴風雪警報が解除された場合

- ・13時30分より午後の授業を実施します。
- ・学校職員も通学路等の安全確認を行います。登校に支障がある場合は、児童の安全を最優先し、各家庭の判断で自宅待機を続けるなど適切な処置をとってください。その場合は、学校に連絡をしてください。
- ・井田川小メール配信システムにて授業開始等について連絡します。
- ・集団登校については、原則として実施いたしません。

3. 午前11時においても暴風警報又は暴風雪警報が解除されない場合

休校となりますので、登校させないでください。

4. 登下校途上において、暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

- ・速やかに帰宅させます。学校職員も見回りますが、各家庭の協力もいただけると幸いです。
- ・登下校途上の場所によっては、学校で待機させ、様子を見てから帰宅させます。

5. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

※詳細につきましては、別紙「在校時に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合の処置について」をご覧ください。

- ・直ちに授業を中止して、速やかに帰宅の準備をさせます。
- ・学校に待機させ様子を見ながら、場合によっては保護者と連絡を取り帰宅させます。

6. 気象特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい特別警報が出された場合も、前記1～5のとおり対応します。

※ 台風の進路、速度等や学校のおかれている諸条件からみて、上記の処置が著しく不適当と考えられるときは、上記にかかわらず市教育委員会や学校長の判断により、その都度適切な処置を講じます。その場合、台風襲来予想の前日に新たな連絡をする場合もあります。

※ 暴風警報又は暴風雪警報等が発令されていなくても、大雨・洪水警報、雷等の注意報が発令されるなど危険が明らかに予想される場合は、各家庭の判断で登校を一時見合わせるなど適切な処置をとってください。その場合は、各家庭より学校（82-2021）に連絡してください。